

## 指定居宅支援事業所ぶどうの木 運営規定

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人 平心会が開設する指定居宅支援事業所 ぶどうの木（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたつて援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
  - 3 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 4 当事業所は、利用者に関する情報もしくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達を目的とした会議をおおむね週1回程度、定期的に行うものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 指定居宅介護支援事業所ぶどうの木
- 二 所在地 東京都小平市小川東町1-30-9 マルメゾン 608

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 主任介護支援専門員 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。  
主任介護支援専門員は介護支援専門員の支援困難事例の対応の指導及び支援を行うとともに研修などにおいて、その技能を他の介護支援専門員に提供する。
- 二 介護支援専門員 1名以上（うち1名管理者含む）  
介護支援専門員は、ケアマネジメントの提供及び各種相談にあたり、管理者及び主任介護支援専門員の指導・助言を受け、適切に業務報告を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日まで  
ただし、12月30日から1月3日までを除く
- 二 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。
- 三 連絡体制 電話や携帯、メール、MCSなどにより24時間常時連絡可能な体制をとる。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

- 一 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。  
課題分析表の種類は 全社協、MDS-HC等とする。

利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

- 二 契約時には利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができる。また当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができる。

居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。

適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

- 三 契約時には前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合についてホームページ等により閲覧、情報収集可能とする。

同様に、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合についてホームページ等により閲覧、情報収集可能とする。

- 四 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」）するとともに、少なくとも1月に1回訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行い、少なくとも1月に1回モニタリングの結果を記録する。

- 五 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。

- 六 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

- 七 通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、徴収しないものとする。

八 利用者、家族が当事業所及び当所の従事者に対して法令違反、暴力、脅迫、セクシャルハラスメントなど重大な公序良俗に反する行為をなし、改善の見込みがないなど、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は利用者に対して文書で通知することにより1か月の予告期間を置き、サービスを終了させていただく場合があるものとする。

(通常の実業の実施地域)

第7条 通常の実業の実施地域は、小平市・東村山市・東大和市・国分寺市・東久留米市の区域とする。ただし、特段の事情がある場合は実施地域外の区域を受けることもある。

(相談・苦情対応)

第8条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(虐待防止のための対応)

第9条 当事業所は、虐待の防止のための措置を講じるため、虐待防止のための対策を検討する委員会及び責任者を設置し、研修や委員会での検討結果を従業者に周知していくものとする。  
2 虐待の疑われる事案が発生した場合の対応について、発見・通報する機関として、地域包括支援センター、市区町村、各関係機関等と連携を取り、早期発見及び早期解決に努めるものとする。

(身体拘束等の適正化の推進)

第10条 当事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急かつやむを得ない場合に限り身体拘束等を行うことを適正とするものとします。  
2 身体的拘束等を行う場合には、理由と実施状況を記録するものとします。

(感染症への対応)

第11条 当事業所は、感染症等リスクマネジメントマニュアルを作成し、感染症への対応や感染が判明した際には迅速かつ適切に対応するとともに、その原因を解明し、対策を実施し再発防止に努める。  
2 当事業所は、感染症対策委員会を設置し、感染症対策を講じる。

(業務継続計画)

第12条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時でも利用者への居宅介護を継続するためと、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。  
2 事業所内で業務継続計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施する。  
3 定期的に業務継続計画の見直しと変更を講じる。

(地域包括支援センター等との連携)

第13条 当事業所は、特定事業所としての業務向上に資する運営体制は次の通りとする。  
一 主任介護支援専門員の配置

- 二 主任介護支援専門員による、他の介護支援専門員への支援困難ケースについての助言・指導
- 三 担当者不在時に利用者に不都合が生じないよう、介護支援専門員相互の連絡体制
- 四 介護支援専門員が研修計画を作成した上での研修実施
- 五 研修状況の確認と、資質向上のための研修の見直し
- 六 介護支援専門員1人あたりの担当件数 45 件未満
- 七 支援困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供できる体制を確保

(事故処理)

- 第14条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
  - 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

- 第15条 当事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - 二 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
  - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 平心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 附則 この規定は、平成17年4月1日から施行する。
- この規定は、平成18年2月13日から改訂施行する。
- この規定は、平成18年3月30日から改訂施行する。
- この規定は、平成18年5月1日から施行する。
- この規定は、平成18年9月1日から改訂施行する。
- この規定は、平成19年4月26日から改訂施行する。
- この規定は、平成19年5月1日から施行する。
- この規定は、平成20年6月1日から改訂施行する。
- この規定は、平成20年9月1日から改訂施行する。
- この規定は、平成21年4月1日から改訂施行する。
- この規定は、平成23年3月16日から改訂施行する。
- この規定は、平成24年4月1日から改訂施行する。
- この規定は、平成27年4月1日から改訂施行する。
- この規定は、平成30年1月1日から改定施行する。
- この規定は、令和元年12月15日から改定施行する。
- この規定は、令和2年1月1日から改定施行する。

この規定は、令和2年4月1日から改定施行する。

この規定は、令和3年4月1日から改定施行する。

この規定は、令和3年6月1日から改定施行する。

この規定は、令和5年3月16日から改定施行する。

この規定は、令和6年4月1日から改定施行する。

## 料 金 表

## ※ 居宅介護支援費

|                                  |           |   |          |
|----------------------------------|-----------|---|----------|
| 居宅介護支援費Ⅰ<br>(取扱件数 45 件未満)        | 要介護 1・2   | 月 | 12,000 円 |
|                                  | 要介護 3・4・5 | 月 | 15,591 円 |
| 居宅介護支援費Ⅱ<br>(取扱件数 45 件以上 60 件未満) | 要介護 1・2   | 月 | 6,011 円  |
|                                  | 要介護 3・4・5 | 月 | 7,779 円  |
| 居宅介護支援費Ⅲ<br>(取扱件数 60 件以上)        | 要介護 1・2   | 月 | 3,602 円  |
|                                  | 要介護 3・4・5 | 月 | 4,663 円  |

## ※ 初回加算

初回加算 月 3,315 円

(初回加算の算定要件)

- ① 新規に居宅サービス計画を作成する場合
- ② 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合
- ③ 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合

## ※ 特定事業所加算

特定事業所加算(Ⅱ) 月 4,652 円

特定事業所加算(Ⅱ)の算定要件

- ① 常勤専従の主任介護支援専門員を1人以上配置している
- ② 常勤専従の介護支援専門員を3人以上配置している
- ③ 利用者の情報やサービス提供上の留意事項などの伝達等を目的とした会議を週1回以上開催している
- ④ 24時間連絡体制・相談対応体制の確保をしている
- ⑤ 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している
- ⑥ 支援困難事例にも対応可能な体制を整備している
- ⑦ ヤングケアラーや障がい者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修会等に参加をしている
- ⑧ 「特定事業所集中減算」の適用がない
- ⑨ 介護支援専門員1人(常勤換算)の利用者数が45件未満である
- ⑩ 介護支援専門員実務研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力または協力体制を確保している
- ⑪ 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している
- ⑫ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービス(インフォーマル含)が包括的に提供されるよう、居宅サービス計画を作成している

別紙 2

※ 入院時情報連携加算

入院時情報連携加算（Ⅰ）月 2,762 円           :       入院時情報連携加算（Ⅱ）月 2,210 円

① 入院時情報連携加算（Ⅰ）の算定要件

利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること

※入院日以前の情報を含む

※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日に含む

② 入院時情報連携加算（Ⅱ）の算定要件

利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること

※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む

※ 退院・退所加算

退院・退所加算（Ⅰ）イ 月 4,972 円       :       退院・退所加算（Ⅰ）ロ 月 6,630 円

退院・退所加算（Ⅱ）イ 月 6,630 円       :       退院・退所加算（Ⅱ）ロ 月 8,287 円

退院・退所加算（Ⅲ） 月 9,945 円

① 退院・退所加算（Ⅰ）イ の算定要件

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保健施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により一回うけていること

② 退院・退所加算（Ⅰ）ロ の算定要件

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保健施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより一回うけていること

③ 退院・退所加算（Ⅱ）イ の算定要件

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保健施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により二回以上うけていること

④ 退院・退所加算（Ⅱ）ロ の算定要件

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保健施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を二回うけており、うち一回以上はカンファレンスによること

⑤ 退院・退所加算（Ⅲ） の算定要件

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保健施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を三回以上うけており、うち一回以上はカンファレンスによること

別紙 3

※ ターミナルケアマネジメント加算 月 4,420 円

在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療(医学的知見に基づき、回復見込みがないと診断)やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供した場合

※ 通院時情報連携加算 月 552 円

利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師または歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合

※利用者1人につき1月に1回を限度とする

※ 緊急時等カンファレンス加算 月 2,210 円

- ① 病院、診療所の求めにより、医師又は看護師など共に、利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行った場合
- ② カンファレンスの実施日や指導日、カンファレンスに参加した医療関係職種の氏名、カンファレンスの内容を居宅サービス計画書等に記載する
- ③ カンファレンスで必要とされた点について居宅サービス計画を速やかに変更し、居宅サービスまたは地域密着型サービスを調整する

※ 運営基準減算

運営基準減算として、所定単位数の50/100に相当する単位数を算定

運営基準減算が2月以上継続している場合は所定単位数を算定しない

※ 特定事業所集中減算

居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等について、特定の事業所への集中率が、正当な理由なく80%を超える場合は、1月につき所定単位数(2,210円)を減算する

### 料金表作成の注意事項

介護報酬については、以下の告示等を確認のこと。

- ・ 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第20号)
- ・ 厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成12年厚生省告示第22号)
- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項(平成12年老企第36号)